

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

(選択約款)

2026 年 11 月 1 日実施

 東北電力株式会社

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

目 次

本	則	1
1	適 用 条 件	1
2	選 択 約 款 の 変 更	1
3	季 節 区 分 お よ び 時 間 帯 区 分	2
4	料 金	3
5	夜 間 使 用 電 力 量 の 計 量 お よ び 算 定	5
6	需 給 契 約 の 成 立 お よ び 契 約 期 間	6
7	そ の 他	7
附	則	8

本 則

1 適用条件

この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて、かつ、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の動力の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、3（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（2025 年 4 月 1 日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 選択約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。

なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款お

よびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(4) イ の} \\ \text{蓄熱割引率} \end{matrix}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

ロ 低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix} \text{低圧高稼動契約の夏季} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(4) ロ の} \\ \text{蓄熱割引率} \end{matrix}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高稼動契約の夏季料金および(4)ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高稼動契約

のその他季料金および(4)ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{低圧季節別時間帯別電力の} \times \text{その1月の} \times \text{(4)ハの} \\ \text{割引額} \quad \text{夜間時間における電力量料金} \quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、5（夜間使用電力量の計量および算定）によって計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）から(3)によって算定された蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）を差し引いた値といたします。ただし、夜間使用電力量に控除電力量が含まれないことが明らかである場合は、控除電力量の差引きはいたしません。また、低圧電力または低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合で、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按比例分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の負荷の実情または蓄熱式負荷設備以外の負荷設備（以下「一般負荷設備」といいます。）の稼動状況等を勘案して不適當である場合は、蓄熱式負荷設備または一般負荷設備の容量および稼動状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.109
そ の 他 季 蓄 熱 割 引 率	0.062

ロ 低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.189
そ の 他 季 蓄 熱 割 引 率	0.142

ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.038
-----------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

5 夜間使用電力量の計量および算定

夜間使用電力量は、次のとおりといたします。

- (1) 夜間使用電力量は、(2)の場合を除き、原則として当該一般送配電事業者等が記録型計量器により計量した低圧電力、低圧高稼動契約または低圧季節別時間帯別電力の料金の算定期間の使用電力量のうち、夜間時間において使用された電力量といたします。
- (2) この選択約款実施の際現に蓄熱式負荷設備にかかわる専用の回路が施設され、かつ、蓄熱式負荷設備の夜間使用電力量と一般負荷設備の使用電力量を別に計量する供給設備が施設されている場合は、夜間使用電力量は、当該一般送配電事業者等が当該供給設備を撤去するまでの間に限り、当該一般送配電事業者等が一般負荷設備とは別に計量する蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量といたします。また、夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

- (3) 料金の算定期間の夜間使用電力量は、夜間時間の 30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし、当該一般送配電事業者等が記録型計量器以外の計量器で計量する場合の夜間使用電力量は、低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）20（使用電力量の計量および算定）(2)に準じて計量および算定された夜間時間の使用電力量といたします。

6 需給契約の成立および契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあり

ます。

7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼動方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) その他の事項については、供給約款または標準約款および選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。